

ジブチにおける到着・出発時の検疫措置（新型コロナ対策）

令和2年11月10日
在ジブチ日本国大使館

1 ポイント

ジブチに到着あるいは出発する乗客は、交通手段（航空機、船舶、鉄道、車輜）を問わず、以下の措置が適用される。

- (1) ジブチ到着時に、出発国のPCR検査結果証明を携行する。
- (2) ジブチ到着時に、新型コロナウイルスの検査を受ける。
- (3) ジブチ出発時に、目的地の当局により必要とされる場合には、新型コロナウイルスの検査結果を携行する。
- (4) 到着時・出発時において、マスクを装着・携行する。
- (5) 旅行中、常に人との距離（1メートル）を出来る限り保つ。
- (6) 旅行中、常にアルコール消毒液を使用する。

2 ジブチ到着時の検疫

- (1) 最初の搭乗の72時間前まで、かつ、ジブチ到着の120時間前までの、新型コロナウイルスのPCR検査結果証明を携行する。
- (2) 11歳以上の全ての乗客（乗り継ぎ客及びクルーは除く）は到着時に唾液抗原検査を行う。乗客は検査前の30分間は固形物の摂取を控える。
- (3) 検査は到着時に行われ、1時間後に結果がでる。それまでは入国が認められない。
- (4) 陽性判定の乗客は、保健サービス関係者が国内において適用される方針に従い、対応を受ける。
- (5) 到着時の検査は、ジブチ国際空港、Nagad 中央駅、Loyada/Galile/Galafi/Balho の国境、Tadjourah/Obock 港において行われる。

3 ジブチ出発時検疫

- (1) 出発する乗客のための検査は、毎日08:00~12:00にブファール病院の検査場でPCR検査が行われる。約4時間後に結果がでる。
- (2) 陰性判定の場合には、陰性証明書が発行される。出発時に携行する場合の有効期間は72時間。
- (3) 陽性判定の場合は出国が認められない。

4 陽性判定の場合

陽性判定者は、ジブチの方針に従って以下の措置が執られる。

- (1) ジブチ人及びジブチに居住する外国人は、陽性判定を受けた場合、臨床症状に応じ

て、医療施設における対応、あるいは、可能な場合には自宅における隔離や対応となる。

- (2) ジブチ非居住の外国人は、陽性判定を受けた場合、臨床症状に応じて、自己負担による指定された宿泊施設における隔離や対応、あるいは、医療施設における対応となる。